

指定介護日常生活支援総合事業重要事項説明書

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業所について

法人名	社会福祉法人信和会
代表者氏名	理事長 細越善次郎
所在地	東京都中央区日本橋浜町二丁目44番4
設立年月日	平成11年10月28日

2 事業所の概要

事業所名	訪問介護センターひまわり
所在地	青森県八戸市江陽二丁目13番38号
電話番号	0178-45-5304
FAX番号	0178-45-5306
サービスを提供する地域※	八戸市

※ 上記以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談下さい。

3 運営の方針

訪問介護の提供にあたっては、事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護の他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施にあたっては、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービスの内容

(1) 訪問介護（要介護1～5の方）

①身体介護

- ・食事介護
- ・清拭・入浴介護、身体整容
- ・排せつ介護
- ・体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ・起床及び就寝介助
- ・自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

② 生活援助（要介護 1～5の方）

- ・ 掃除、洗濯
- ・ 買い物

（２）介護予防訪問介護

（要支援 1、2 と日常生活支援総合事業サービスの方）

- ・ 食事介護
- ・ 入浴介護
- ・ 排せつ介護

5 事業所の職員体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	1 人			
サービス提供責任者	1 人	2 人		
訪問介護員		13 人		

6 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から日曜日
- ② 営業時間 8時00分から17時00分
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能
- ④ サービスの提供は365日・24時間行う

7 利用料金

（１）利用料

① 訪問介護

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（別紙料金表）の1割、2割又は、3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

② 介護予防訪問介護

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（別紙料金表）の1割、2割又は、3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

（２）交通費

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道30

円／kmをいただきます。

(3) 料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、末日以内にお支払ください。お支払いただきますと、領収書を発行いたします。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中から選べます。

8 サービスの利用にあたっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときはすぐにお申し出ください。
- ・サービス提供にあたって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

①医療行為及び医療補助行為

②利用者の家族に対するサービス提供

③利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

9 秘密保持及び個人情報の保護

・事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定したガイダンスを遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者またはその家族の個人情報を用いません。

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等、緊急事態が生じた場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡を致します。

主治医	氏 名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏 名			
	連絡先		電話番号	

1 1 事故発生時の対応

事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(損害賠償保険契約加入済み)

1 2 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

大久保 光子

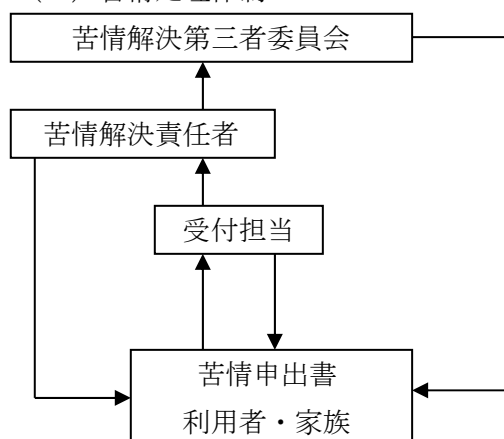
電 話 0 1 7 8 - 4 5 - 5 3 0 4

F A X 0 1 7 8 - 4 5 - 5 3 0 6

受付日 年中

受付時間 8時00分から17時00分

(2) 苦情処理体制



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情相談窓口等に苦情を伝える事ができます。

ア 八戸市介護保険課

電話番号 0 1 7 8 - 4 3 - 9 2 9 2

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）

電話番号 0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 3 6

1 3 サービスの終了

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等のやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の一週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援または自立となった場合
- ・利用者が亡くなられた場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解除することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金の支払を催告したにも係らず30日以内に支払われなかった場合
- ・利用者やご家族等が事業者や従事者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背任行為があった場合

年 月 日

訪問介護・介護予防訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

事業者

所在地 東京都中央区日本橋浜町二丁目 44 番 4 号

名 称 社会福祉法人信和会

代表者 理事長 細越 善次郎

事業所

所在地 青森県八戸市江陽二丁目 13 番 36 号

名 称 訪問介護センターひまわり

説明者氏名 職 名

印

私は、本書面により、事業者から訪問介護・介護予防訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印